

委員長（小野清子君） ただいまから予算委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成十八年度総予算三案審査のため、本日の委員会に日本放送協会会長橋本元一君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小野清子君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（小野清子君） 平成十八年度一般会計予算、平成十八年度特別会計予算、平成十八年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、昨日に引き続き、質疑を行います。片山虎之助君。

片山虎之助君 それでは、昨日に引き続き、質問をやらさせていただきます。

三位一体について、一、二点残ったことについて確認をさせていただきたいんですが、昨日の総理の答弁にもありましたように、三位一体というのは、地方の自主性、自立性を強化するために税源を、地方の税源を増やすと、そのために国から地方へ税源を移譲すると、これが一つ。それから、往々にして地方に対するコントロールの道具になっております国の補助金、負担金で不要不急なものはやめる、あるいは直す。それから最後に、税を移すんですが、交付税のウェートを下げると。まあこういうことなんですね。

それじゃ、何で税源を移譲するんだって。仕事は、今、地方が大体六〇から六五やっている、国が三五から四〇やっている。ところが、税の配分は御承知のように国が六〇で地方が四〇で、せめてそれを五〇対五〇にしたいというのが私の平成十四年度の経済財政諮問会議における三位一体改革の提案なんですね。

それで、そこで私は五・五兆円の税源移譲というのを言いました。内訳は、三兆円が所得税から地方の住民税、国税の所得税から地方の住民税、二兆五千億が消費税の配分の比率を変えようと。今、消費税は五％ですけども、国が四％を取って、地方が一％を取っているんですね。それを地方消費税といいます。消費税の一％というのは大体グロスで二兆五千億ですから、ネットで二兆二千億。こういうことですから、所得税から住民税に三兆円、今四対一の消費税の配分を三対二にすれば二兆五千億、それで五兆五千億。五兆五千億が行きますとまあまあ五対五に近くなるんですよ。五対五になりませんがね、恐らく五二対四八ぐらいになるんでしょうけれども。そういうことで、その三兆円の方は今回の三位一体でできたんですね。

だから、残りの仮に二期計画を安倍官房長官が言うように十九年度から始めるとすれば、次の私は税源移譲はこの消費税の配分だと思っただけなんです。ただしかし、消費税は今五％で、今、国と地方の割合を変えるというわけにいきません、国の財政から見ると。そうなると、いずれにせよ、国民の皆さんの理解と納得を得て消費税を上げるときにその消費税の配分で地方にまあ少しウェートを置くとか、こういうことに私はなると思う。

平成九年に三パーを五パーにしたんですよ、消費税を三パーを五パーに。その際に、二パーの上げたうちの二パーを国が取り、これは福祉に充てるということ。残りの一パーは、地方の福祉に充てるということと、地方の財源強化のために充てたんですよ。だから、二パー上げたのを一対一で分けたんですね。

だから、いずれにせよ、いずれかの時期に、何度も言いますが、消費税の引上げということになると、それを国と地方がどう分けるかということが私は次の税源移譲じゃないかと。その間、国の補助金、負担金については、なお国と地方で論議を詰めて、不要不急なものを直す必要があるものは私は直せばいいと思う。それに伴う税源移譲はまた別個考えたとしましても、基本はここだと思っただけですよ。

ただ、その際に、私は、国と地方の役割分担、事務事業の配分のもう一度見直しをやる必要があると。地方

分権推進委員会に平成六、七年からずっとやってもらって、それが地方分権一括推進法になって平成十二年から始まったんですけども、もう一度、次の税源移譲に合わせて、もう一遍国と地方の役割分担、今後のあるべき関係というのを見直す必要があると私は思いますが、総理、いかがでしょうか。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） 今補助金、税源、交付税の改革がなされて、これからこの成果というものがどう現れるかというのには多少時間が掛かると思いますね。果たして今の補助金の削減、この程度でいいのかどうか、もっとどここの分野ができるのか。税源も三兆円であります、五兆円要求されている場合に、消費税を回せという場合に、じゃ消費税をいつから上げるのかと。今の所得税、法人税等からも一定割合が地方交付税に回っているわけです。その割合をどうするかという問題も出てきます。そういうもう一段の地方への裁量権を拡大していこうという場合に、当然国の役割と地方の役割を見直していかなきゃならない。

今道州制の議論が出ております。今回、自治体の数が約三千から千八百程度に減ったということで、市町村合併が行われていますが、その市町村合併で地方の議員が一万六千人程度減っていますね。これはもう大改革といえますか、よくここまで議員を減らしたなど。今後、道州制という話が出てきて、道州制とこの地方分権、国の役割と地方の役割を見直すという点については重なる部分と、それから道州制と今の市町村合併とは違うと、両面あります。

私は、道州制という答申をいただきましたけども、これまだ理解するには相当時間が掛かるんじゃないかと。道州制をやるんだったらば、まず北海道、具体的に分かりやすいと。北海道、道州制というのは、こういうものを見せてからならば、ああ道州制とはこういうものかということではほかの県の合併なりができるんじゃないかということもありますので、今の段階では、まずは今回の三位一体の約四兆円の補助金削減、三兆円の税源移譲で、地方交付税、これは五兆円の改革という、この成果を一定期間見た上で判断すべき課題ではないかなと思っております。

その間、様々な御意見、片山議員御指摘のような意見が出てくるでしょうし、道州制との関連も出てくると思いますので、しばらくは時間が掛かるんじゃないかと。一挙にこの成果を見ないうちにすぐ次へというのには早過ぎるのではないかなと思っております。

片山虎之助君 消費税の引上げというのはそう簡単にいきませんわね。だから、時間があるんです、総理、十分。だからその間に、今言ったように、国と地方の役割分担を見直しながら次の仮に税源移譲すると、どういう仕掛けでやっていくかと。仮に道州制ができると中央省庁も大幅に改革せにやいけません。これはもう大改革、国と地方の。ただ、これは五年や何かの話じゃない、五年や十年、と私も思います。

それから、今、市町村合併で市町村の議員の減少は、総理、一万九千なんですよ。一万八千九百九十九人なんです。確認したんです。三千二百二十九あったんです、私が大臣になったときは。それが今、三月末で千八百二十一になるんです。できれば、まだ特例法があと四年間ありますから、これで千を目指すんですけども、千まで行くか行かぬかと、こういうことには私はなかなか難しい問題もあると思っております。

そこで、もう地方交付税は言うまいかと思ったんですが、今朝どこかの新聞を見ましたら、財政制度審議会とって財務省の諮問機関が地方交付税の抑制を正面から取り上げると。地方交付税というのは、そういう頭から、最初から抑制するような性格のものじゃないですよ。

御承知のように、地方全部の歳出を積み上げて、歳入を一方では積み上げて、差を交付税で見ると。積み上げるのが地方財政計画なんです。何で必要かという、法律で決まった、あるいは法律で決まらないけれども、一定のナショナルミニマムというんでしょうかね、法定サービスはどこの地方におってもこれは国民に提供せにやいけませんね。ところが、地方自治体で税収はばらばらですから、税収が多いところと少ないところあるんで、しかし、サービスはちゃんとやらにやいかぬと。税は少ないところ、足りない分を交付税で補てんするんですよ。その全国の積み上げが都道府県と市町村の交付税ですから、交付税は受け身で最後

に決まるんですよ。だから、性格として、頭から、よし二兆円これ切ろうとか一兆円切ろうとかというものじゃないんです。それをやると大騒動になるでしょう。性格はそういうことなんです。

しかも、これは国税の形を変えた地方税って言われるように、法律で決まって地方の固有財源ということになっていますよ。国会で何度も答弁してきている。だから、そのところは、財政審のあれだけいろんな方がおられて少しも分かっていないのか、分からないように財務省が誘導しているのか、そこはあれしてください。ただですよ、ただ、財務大臣、私も地方交付税の中期の見通しを持つ必要があると思う。国も地方も見当付ける、財政運営をそれに向かって努力する、そういうことはあるんだけど、基本的にはそういう性格ですから。

それから、交付税そのものの考え方も直さにはいきません。難し過ぎてですよ、静態的ですよ、いろんな努力のインセンティブがない。だから、そういう問題、この際思い切って見直す必要が私はあると思う。しかし、妙にいじられると地方はひっくり返りますから。交付税に頼っている、いい悪いは別にして、地方団体、特に市町村圧倒的に多いわけですから。

その点について、今私が言ったことについて、財務大臣と総務大臣、簡潔に御答弁をお願いします。

国務大臣（谷垣禎一君） 今、片山先生おっしゃったこと、私は、財源調整機能というのは、これはもうなきやならないのは当然だと思います。それから、財源保障機能というやつですが、正に今、片山先生がおっしゃったように、積み上げて地財計画を作ってその差額を補てんしていくという仕組みです。ですから、結局は地財計画がどれだけ合理的なものになっていくかということに最後は帰するんだと思いますが、私は、そのところの見直しをきちっと進めていただいて、合理的なものにしていくと、そういう中で足らず前は国が埋めるんだというような、これは甘えのあるところもないところもあると思うんですが、できるだけそれを排していただくということではないかと思っております。

国務大臣（竹中平蔵君） 実は、今日の夕刻、経済財政諮問会議で正にそういう話をする事になっておりますので、朝一番で大変力強い御意見をいただいて、総務大臣としては非常にうれしく思っているところでございます。

交付税の議論というのは、ここでもさせていただきましたですけども、最終、いわゆる最終支出ではございませんで、国から地方への移転的などいいますか、中間的な支出になりますので、これを減らすと、これを減らすということを目的に議論するというのは私はやっぱり誤っているというふうに思います。これは、やはり最終支出をできるだけスリム化しようと、これは国も地方も努力をしてやらなきやいけないわけでありまして。

ところが、今の交付税の制度というのは、いろんな御批判はあるんですが、やっぱり現実に根差して、いろんな議論の積み重ねで、大変見れば見るほど良くできているという部分があるわけがございます。これは方向としては変えなければいけません。その意味で、中期的な方向を明確に示すということと、しかし、今ここにまだ、現在今日の時点でも行財政が地方で行われているわけでありまして、そこに支障が生じないように、しっかりとした現実的な移行の議論をする、移行のプロセスをする、それを両にらみでやはりやっていかなければいけないというふうに思っております、そのための懇談会もつくり、しっかりとした議論を、総務省、財務省、また経済財政諮問会議でしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

片山虎之助君 だから、地方全体の、地方自治体の歳出を見直して徹底的にカットするというのか、合理化する、こういうことは必要ですね。その結果、地財計画そのものの歳出部分の合理化ができる、適正化ができる、これも必要ですよ。その結果として交付税が減るんならいいんですよ。その前がなくて、交付税だけ一律にまず切るということは、これはもう発想やめていただかなきゃいかぬ、財政審にも。

それから、今、谷垣大臣、まあこれも言わないでもいいことを言うようなことになるんだけど、いつも、

財源保障機能と財源調整機能を分離して、保障機能は駄目だと、調整機能はいいと。こんなもの分けれるわけがないですよ。分かりますか。Aという自治体とBという自治体に、一方はAは税収が多くてBが税収が少ないときに、交付税がAが少なくBにたくさん行くんですよ。この多い少ないが調整機能なんですよ、多いところと少ないところあるのが。足りないものを補てんするのは、小であれ大であれ財源保障機能なんですよ。財源保障機能と財政調整機能は一体なんですよ。だから、そういうことを言うことは全体を抑制せいということなんですよ。まあそれが一つは、財務省にとってみれば、そういうお考えは納得できるんですよ。できるんですけど、二つの機能を分けようと。分けられないものを分けちゃいけませんよ、それは。是非ひとつ。まあそれ以上言いません。

そこで、次の問題に入りますけれども、公務員制度につきまして、私どもは今自民党の中でそういう私担当やっております、一昨年の六月に公明党さんとも一緒になって公務員制度改革の考え方をまとめたんです。それに基づいて法案化をしてもらったんです。ところが、まあ去年は郵政があってちょっと待ってくれという話があったからお待ちしました。しかし、私はもう出すべきだと思うんですよ。

ただ、問題があるのは、連合や公務労協が附則のところの書き方について、まあクレームが付くというのか、労働基本権の中の団体交渉、締結権というものをもう少し広げてくれということで、広げるように検討することはいいいいというんです。広げる、まあ方向でというのかな。それを附則に書いてくれと言うから、それはちょっとなかなか与党内の事情では難しいということを申し上げて。附則なんですよ。全体の仕組みや本則についてはほとんど私は異議がないと連合の皆さんからも聞きました。ところが、そこだけ引っ掛かってるんですよ。これを私はずっとお蔵にしていってはいささか問題ではないかと。

今度、総人件費のカットをやる、定数を大幅に削減する。公務員のやる気や能力の発揮が、大変、これ伸び伸びとやれないようになりますよ。私は、今の風潮で問題なのは、とにかく公務員をたたけばいいと、公務員をやっつければいいと。いい公務員がいなくなったら、一番損するのは国民ですよ。いい行政の仕組みやサービスがなくて困るのは国民なんですよ。

ただ、まあ公務員の方も昔と違って、まあレベルが落ちたというのか、清潔さが減ったというのか、司馬遼太郎さんによると、明治の官僚は一部を除いた痛々しいほど清潔だと書いている。日本では役人、官僚というのは信用があったんですよ。まあ政治家はちょっとね、経済人はもうひとつと、しかし役人は信用できると。清潔で勤勉で能力があつてと。ところが、それが大分変わってきましたね、いや本当に。それは役人の方にも反省してもらわにやいかぬ。しかし、そういう役人をつくる仕組みや環境というものも私は考えていくべきだと、たたけばいいというものじゃない。しかし、悪いところは直さにはいかぬ、悪いところは一杯あるから。

こういうことなんで、総人件費のカットも定数削減も結構です。しかし同時に、その我々がまとめた法案の中身は能力・実績主義なんですよ。それによって人事処遇をやる、人事配置をやる。そのためにはしっかりした評価システムをつくるということ。

それからもう一つは、退職管理ですね。天下りについては、これはきちっと内閣で一元的にチェックすると。営利法人については今人事院がやっていますよ、それを内閣府に移すと、ですよ。非営利法人、独法や特殊法人や公益法人やその他についても内閣で一元的にチェックする、事前報告を取ってチェックしていくと、こういうことをその中に書いているんです。官民の交流、あるいは国と地方の交流、中央と地方の交流、あるいは技官と事務官の交流、いろんな交流、多様な交流もその中でやろうと、出入り自由にしよう。是非私はこれは考えてもらいたいと思う。

そこで、連合や公務労協に御意見があるんなら、政労交渉か何かで話をさせていただいて前に進めていただきたいと思いますが、中馬大臣、どうですか。

国務大臣(中馬弘毅君) 昨日も答弁させていただきましたが、時間がありませんでしたから簡潔に申し上げます。

今日はその議論にちょっと中心におっしゃっていただいておりますが、今回のこの大きな改革の中の非常にベースは、やはり公務員制度の改革だと思います。この公務員制度の改革なくしては、これが実効あらしめられないと私も思っております。今、片山委員からお話がありましたことが、すべて私どもも合意していることですが、ただ、これを法案にするにつきましては、公務員制度改革、いろんな提言が入っておりますが、ただおっしゃっておりますこの労働組合との協定の問題でございますが、このところだけはもう少し詰まっておりますので、公務員、公労協といいたまいますか、公務員と労働組合との協議会を、これも私もやりました。非常に御理解を得始めております。

やはり、これはただ労使の交渉という話ではなくて、国家的には一つの大きな改革の中で、やっぱりその役割を担ってほしい、これはもう労働組合の方も非常に御理解がありまして、もちろんそうだと。そうしますと、今までのような形で労働基本権で一切の交渉権、スト権は駄目だというんじゃないでなくて、もう少し柔軟にしてほしいという御要望もありますし、我が党の中でもそういうことの議論が出始めております。

しかし、これは今回の法案の中で、いろんな国民の方々の御理解も得なければなりません。幅広いこうした今回の改革の議論の中で国民の方々も理解をされてくるんじゃないかと思っております。そこでのおのずから一つのところに集約されていく、それがこの法案を通じて私はできてくるんじゃないかと思っております。そのときに、片山委員が提言されておりますこの法案も具体的に形にして、私は、できたら今国会にでもひとつ国会の方に提出したいと、このように思っているところでございます。

片山虎之助君 まあ中馬大臣ね、それだけ労働側が理解があるんなら、話し合いを始めたら法案を出すという選択肢ありますよ。いや、本当に。しかし、今言ったように本体じゃないんですからね。是非そのところは前向きに、スピードアップできるようにお願いします。

そこで、防衛施設庁の官製談合問題が出ましたが、これは簡単に言うと早期勸奨退職の問題なんですよ。今公務員は、御承知のように、特にキャリアを中心に五十三ぐらいでみんな肩をたたいて辞めてもらうわけですね。そうしますと、五十三で辞めたら、それは家のローンだってあるし、子供の教育だってあるし、御両親その他のいろんな世話だってあるし、それはどうにもなりませんよ。それはどこか第二の就職先か何かを考えてやろうというようなことになるんです。

そこで、早期勸奨退職を延ばそうということで、あれ、小泉総理のお声掛けで、平成十五年から十九年まで五年間で三歳上げるんですよ。五年間で三歳ですよ。だから、平均五十三が五十六になるんです。五十六だってまだ早いですよ。防衛施設庁の今回問題を起こした技官の方は大体五十六のはずですよ、勸奨退職年齢は五十六。事務官は、防衛施設庁は、防衛庁もそうかもしれぬけど、五十八歳だという。だから、防衛施設庁や防衛庁の方、遅いんですよ、逆に。だから、一般は五十三、今だんだん五十四か五になってきているんだけど。

この問題は何か考えないと。それで特にキャリアは一人が次官になったらみんな辞めるとか、一斉に上がっていくんですよ。一斉に上がっていくのが滞り出したら辞めていかない。局長クラスにみんなできませんから、何人かなったらまあ肩をたたいていくと。これはいいことなんだけれども、同時に個人にとっては大変な問題なんで、ここのところを直さないとかこういう問題はまた起こると思いますね。悪いことをしているんじゃないんですよ、むしろ先輩を世話したと思っている。御本人には聞いていませんよ、聞いていませんけど、恐らく。本人が得するわけでも何でもないんで、先輩をきっちり送り込もうと。しかし、それを役所の金で役所の仕事でというところが問題ですよ。しかも、適当に配分してというところが問題なんだけれども。

だから、生涯公務員でいいと、イギリスのように。そのためには処遇も、給与その他含めて待遇も、後の処遇も考えるというような生涯公務員方式をつくる。だから、偉くなる人と専門家になる人とその他になる人と、こういろいろ分けていく、そういうことを本気で私は検討する必要があるんじゃないかと思っておりますが、どなたが言うんでしょうか。中馬大臣、そうしたら。

国務大臣(中馬弘毅君) 今の御提言も、もう一部はこの一月から少し実施しようとして政府も取り組んでおりますが、これを法律の形でちゃんとしていくには、先ほど言いました公務員制度改革の法律が必要だと思います。

ただ、今おっしゃったように、この役人の方々も民間準拠といいましょうか、民間的な手法でいいんじゃないかと私も思っております。これはあそこにも書いていただいております能力・実績主義の人事管理、これにしていくなれば、民間のように能力のある人が非常に末席の取締役でも急に社長になられたり、そしてまたある方は営業能力があるから営業部長になられたり、いろいろして、そして六十歳定年までちゃんとお勤めになる、それぞれの分野です。それでいいんじゃないか。

それには、これは役人の一律にずっと機械的に上がっていく、これの制度の大改革ですから、これに対する抵抗なりあるいはまた評価もありましょうが、非常に大きな改革だと思います。しかし、それを何とかやり遂げてこそ、日本の国のことを、新しいまた次の時代が始まるうかと思えます。

片山虎之助君 参議院は、この国会でODA特別委員会というのをつくりました。それは参議院改革というのをずっといろいろ議論してきておりまして、特に決算が、決算絡みでも、特にODAについて参議院としては本格的に取り組もうと、参議院の独自性をそこで発揮しよう、こういうことになったわけでありまして、ODA特別委員会を開きいたしましたんで、またひとつよろしく願いたいと思っております。

そこで、一昨年参議院では海外にODAの調査団を出しています、三班編成で。去年も一昨年も行っておりまして、例えば今年はエジプト・タンザニア班とベトナム・カンボジア班とインド班、三班派遣しまして、現地まで入っているなことを調査してまいりました。個別案件の無駄やむらの事例の指摘等もありますし、現地ODAのタスクフォースをつくってくれなんという提言もあるわけでありまして、この報告書を、外務大臣、お読みになっていますか。

国務大臣(麻生太郎君) 過日は二回にわたって参議院の方からODAの特別の海外の派遣等々が行われた折に報告書はちょうだいいたして、拝見、拝読をさせていただきました。

片山虎之助君 その読まれたの御感想と、それを活用していただけるでしょうか。

国務大臣(麻生太郎君) 私ども、全部が全部、回り切れているところ、回り切れていないところ、査察官等々を使ってやらしていただいているとはいえ、別の視点からというのはすごく大事なことだと思いますんで、私どもとしては、いろいろな意味であつというところもございましたし、ほかに説明をせにやいかぬところもございましたけれども、こういった別の視点から見ていただくというのは大変参考になりますし、私どもも大いに活用させていただきたいと存じます。

片山虎之助君 はい、是非よろしく願いたいと思えます。

そこで、ODAについては昔からいろいろなことが言われておりまして、例えば戦略性に欠けるとか、各省庁ばらばらで無駄が多いとか、顔が見えないとか、評価、チェックの仕組みが不十分であるとか、効率的でないとか、いろいろなことが言われておりますが、私はもう一番問題だと思うものは、これだけ国民の税金を使って本当に国家戦略としてODAを使っているんだろうかなと。

例えば、国連の改革で、常任理事国入りですね、この間まで大騒動いたしました、特にかなりODAでもって援助をしている国がどういう態度を取ったかですよ、向こう三軒両隣を含めましてね。それからまた、北朝鮮の非難決議のときの態度も、これだってどういうことなのか。そういうことにリンクするのは不純だとか

おかしいとかいう議論はありますよ。しかし、私は、ODAは国益のためでなきゃいかぬと、国益のためには思い切って戦略的でなきゃいかぬと。国ごとに差を付けてもいいと思いますが、外務大臣、いかがでしょうか。

国務大臣（麻生太郎君） ODAというのは、もう片山先生御指摘のあるまでもなく、これは日本にとりまして日本の国益を実現していくための外交手段としての最も重要な手段の一つと心得ておりますんで、私どもとしては、このODAというものは戦略性を持たせてやるべきという御指摘は全くそうだと思っております。

したがって、それに併せて、このたび総理大臣の下に、いろいろ御諮問も、御指摘をいろいろなところからいただいておりますんで、総理大臣直属のいわゆるODAの戦略会議みたいなものを、まあ仮称でございますけれども、そういったものをさせていただくことにして、それに併せて外務省の方も、今のままでは駄目ということで、経済協力局を解体する等々いろいろ今手続を進めようといましてあります。あわせまして、戦略的なものというお話は全く正しいんで、私どもそのように合わせていこうと思っております。

また、もらった金の話でちょっと時間をいただければ、インドに過日一月三日から行かしていただきまして、インドのニューデリーの真ただ中に地下鉄ができております。入口を、地下に入っていきます入口と改札口の前にどでかい看板が出て、この日本・インドODAによる、できた地下鉄ですという、だれが見落としようがないような大きな広告が出て、また入口入っていくと、またそこにも円グラフが作ってあって、これ七七、八%なのかと思いますが、これ全部日本のお金ですというのが書いてあって、だれがつくったか分からぬように見えないところに書いてある国とは全然違うというのが率直な実感なんですけれども。

そのときに、その総裁という人と一緒に地下鉄に乗って話を聞かしてもらったんですが、非常に面白かったって、私どもは大変感銘を受けましたのは、私は技術屋で、このODAによる地下鉄の第一回目からずっとこの工事に携わって四年になるんだが、初めて会議をやるときに、八時に来いと言われて八時に行ったら全員作業服を着て待ってた。おまえ、今ごろ何来たんだって顔されて、次の日七時四十五分に行ったらもうみんな着替えておった。三日目には七時半に行ったらみんな着替えていた。我々は四年間にわたって、とにかくこのお金と同時に、日本から、働く、勤勉、若しくは日々いわゆる労働というものの価値観というものを日本人に教えてもらった。金の裏には労働という文化が付いてきたんだ。これに関してインドを代表して心から感謝をして、この地下鉄を我々はベストアンバサダーと呼んでいるんだという話を聞いて、何となくもっともっと造らにゃいかぬかなという気にさせるぐらい、させるぐらい感動させるものがあったんですけれども。

少なくとも、そこにいる従業員の話、ほかの人にも聞いたんですが、とにかくこれだけ大きな工事をいわゆる納期前にできたという例は過去にインドは一個もないそうです。これだけができたそうです。だもんで、とにかく納期以前にできたといってインドじゃ話題になるほど、納期にできるのは当たり前じゃないかと言ったら、ばか、納期に、納期以内にできることなんかただの一度もないと言うんで、そういった話はやっぱりなかなか、ODAをやっておる、海外に出ている技術屋と一緒に文化を金と一緒にくっ付けてやっておるというのも、私らは非常に参考になったところでもありますので、タイド、アンタイド含めて、いろいろ今後とも検討させていただかねばならぬ大事な視点だと思いました。

片山虎之助君 いや、大変今いい話を聞きましたが、それで私も去年の十一月にトルコに総理が行かれる前に行きまして、イスタンブールで、あそこ海峡に海底トンネルを造っているんですね。相当……（発言する者あり）イスタンブールのボスポラス海峡のこの下に、橋は二つ架かっておりますけれどもね。ところが、その現地の皆さんが困っているのは、文化財が出ると一つも進まないんですよ。そして、ずるずるずるずるおるだけなんです。いろいろ調べていますよ。ああいうやつはどこかがサポートしてやらないと、それは私らは参議院の調査団で行きましたから、向こうの国会議長さんにはいろいろ言いましたよ、あれ一院制ですけども。言いましたら、いや、それは市の仕事だと、市が援助を受けているんだと。これもいかがかなと私は思いましたけれども、やっぱりいろんな、そういうODAに絡む、向こうで、現地でやっておる日本企業の皆さん

の苦勞や問題点があれば聞いてやって、少し親身にサポートしてやる必要があるんじゃないかと思いましたが、それ言います。

それから、日本はアンタイドがいいという考えがあるというんですね、向こうで聞いたら。しかし、国民の税金ですよ。私はタイドの方がずっといいと思う、いい加減な態度じゃ困るかもしれぬけれどもね。どうですか。そのアンタイドがいいだ、アンタイドの率は下げたらどうですか。どうしてもというもの以外はタイドにすると。

国務大臣（麻生太郎君） アンタイド、タイドの話でございますが、少なくともこれ時代がいろいろ、長い間掛けて随分変遷をし、タイド、アンタイドは変遷してきているんですけども、その長い歴史を見てみますと、昔はタイド、ゼロ%なんという時代も、九三年 九七年ぐらいまでずっと続いていたんですけども、その後少しずつ少しずつ増えてきて、今一〇%ぐらいはタイドになっていると思っております。他国を見ましても、大体それぐらい、全然発表していない国もありますのでよく分かりませんが。国によってタイド、アンタイドの比率は違うんですけども、フランスが約七%、ドイツが同じく六%、イギリスはゼロ。

そういった形でいろいろありますので、ただ片山先生、基本的に技術の面を見ても、これは日本のこれじゃなきゃ駄目というものも一杯ございますので、そういったものは必然的にタイドにならざるを得ないというものもあります。ただ、アンタイドの方が安くできる部分もありますので、現場によって違うとは思いますが、タイドの必要性というのは昔に比べて、何でもかんでもアンタイドじゃなきゃ駄目という風潮は変わりつつあると思っております。

片山虎之助君 日本は大変そういう意味では透明度の高いオープンな国ですから、国によっては表と裏とまた別のやり方があったりいろんなことがあるようですよね。是非、しかし理屈が付くものはタイドにさせていただいて、タイドの率を上げていただくことが私必要だと考えております。

そこで、せんだって官房長官の下のODAの検討会が方向を出されて、それでやるということなんでしょうが、閣僚会議を、新しい閣僚会議をおつくりになる、あるいは一応JICAで無償も円借款も含めてやると、元々は技術協力が主体ですけどもね。

ところが、聞いてみますとどういうことになるのかと思うんですが、新閣僚会議はどこが事務局でどうやるのか。それから、閣僚会議で決めないと駄目ですよ。役所が決めたものを追認するだけの閣僚会議じゃ、数を減らした意味がない。だから、そこが本当に主体性を持ってそこで決めると、政治的に決めると、こういうことを貫いてもらいたいというのが一つありますよ。

それから、JICAにまとめるのはいいんですけども、無償については、まあこれは長い経緯とノウハウがあるんでしょう、外務省でやると。事務だけをJICAでやる。あるいは、円借款については今までどおり、三省庁共管か何か知りませんが、三省庁がかかわりを持つ。効率的にやれるんでしょうかね。官房長官、どうですか。

国務大臣（安倍晋三君） 今回のODA改革につきましては、これはJBICの改革と併せて行ったわけですが、最初に片山先生が御質問になられたときの問題意識を十分に考慮しながらこれは改革を行っていくということになったわけでありまして、かつてはODAを行っていくに際していわゆる国益とか戦略という考え方は排除すべきだという意見が主流であったわけですが、しかし、これはやはり国民の税金を使っている以上、国益あるいは税金を払っている納税者のこともしっかりと考えたODAにしていかなければ継続性は難しいだろうということで、まず戦略性を持つためにはしっかりと司令塔を持つ必要があると。

その司令塔にするには、今までの対外経済協力閣僚会議というのがございましたが、これはもう全部の閣僚が入って、これは委員も御存じのように極めて形式的なものであったわけでありまして、実質について、政治家



同士がどういう戦略を持ってやっていくんだということを深く突っ込んで話し合っていて、国家戦略の下に、もちろん世界が求める共通の理想に向かっていくということもありますが、と同時に、この国家戦略をしっかりとお互いが、政治家同士が真剣に議論をする場、もちろんこれはほとんど場合によっては非公開にするということもあり得ると、こう思うわけでありましたが、ここは安保会議と同じように考えていただいていた方がいいんだろうと思いますが、そこで総理にもリーダーシップを発揮をしていただいて戦略をまとめて、その戦略の上でこのODAを実施をしていくという意味においては、今回有識者の方々がまとめていただきました海外経済協力会議をしっかりとそういう機能を果たすものにしていきたくて、このように思っています。

そして、実施機関につきまして、いわゆる今まで円借はJ B I Cが、そして技協はJ I C Aが、無償は主に外務省が行っていたものをJ I C Aに一本化したしまして、シームレスにそれぞれの国について、その発展状況に応じて切れ目のない援助をしっかりとしていく、包括的な計画を立てながら行っていくことができるような実施機関にしていきたくて、こう考えております。

確かに、円借部分につきましては、従来からの経緯もあって一部財務省にもこれは見てもらうということになるわけですが、基本的には外務省がしっかりと主導権を持ってやっていくということにおいては、これは分かりやすいすっきりとした形になっていったと、後は運用次第でしっかりと実効あるものにしていきたくて、こう思っているわけでありまして。

そしてまた、参議院におかれましてはODA特別委員会をつくっていただきました。ここでしっかりとチェック機能を果たしていただける。また、二次にわたって派遣をして調査をしていただきました。そういう議会のチェックが今後しっかりと入っていくことがより実のあるものに、ODAを実のあるものにしていくということになっていくのではないかと、このように思っております。

片山虎之助君 是非、この新閣僚会議が本当の司令塔、ヘッドクォーターになっていただきますようお願いいたしますし、本当は専門のチェック機関が私はあればいいと思いますけれども、これもまたなかなか屋上屋を架すようなことではいけませんので、参議院ではODA特別委員会ができますから、しっかりと専門のチェック機関としてのその使命感を持って役割を担わしていただきたいと、こういうふうに思っております。

そこで、四点セットでございまして、今日の新聞等を見ますと、四点セットをなかなか参議院ではやらないじゃないかと。あれは、もうメディアにはやられてやるというのもいささかあれでございましてけれどもね。

まず、ライブドア事件なんですけど、これは語り尽くされ、報道され尽くされ、いろんな番外のいろんなどたばたもございましたんで、もうくどくは言いませんけれども、やっぱりああいうホリエモンさんのような、マネーゲームというか、マネー至上主義というんでしょうか、自分さえ勝てばいいと、ああいう風潮に対する大きな私は警告になったなと。類似の行為のこれは抑止効果があるいはあるのかなと。もう本当にもてはやしてしまいましたからね。

私は、予算委員会だったか何か忘れましたが、ニッポン放送の株を時間外取引で二十五分間に一千万株近い取引やったんですから、あれは前の日に相対で話を決めているに違いないですよ。少なくとも精神は脱法なんですよ。ところが、当時の金融大臣は、いや、法律には違反していませんみたいなことを言っていましたよね。それはまあ、そういうどさくさ紛れで、脱法すれすれでも勝てばいい、もうければいいということは、これはもう私はやめないかぬなど。今の日本の本当に悪い風潮ですよ、それをもてはやす、勝ち組にする。そういう意味ではこの事件が大きなあれがあったなと思いますけれども。

そこで、今回、法律を金融庁の方から用意されているんですが、あの法律を出せば今度のホリエモンさんのようなことは一切防げますか。

国務大臣(与謝野馨君) T O Bの際の時間外取引については、既に昨年の国会で法律改正をしております。今回の法律改正は、証券取引法を改正いたしまして、金融商品取引法ということで、いろいろな金融商品

を横断的に規制をしていくという法律でございます。

私どもとしては、できるだけ穴の少ない法律を作っているわけですが、悪知恵を働かす人は次々に出てまいりますので、これで万全かどうかということは今申し上げられませんが、昨年来、党の方でも御議論をいただき、また金融庁の方でも議論をいたしまして、現時点ではベストと思われるものを国会にお出しする予定でございます。

片山虎之助君 あの事件で、最後に出るべき検察が最初に出たんですね。聞きますと、証券監視等取引委員会ですか、あれも内偵をしているんなことは知っておったけれど、出ると証拠隠滅その他があるんで検察と一緒にやったというようなお話ですけれども。

しかし、ああいうものが出る。私は、まず監査法人が機能してああいうものはチェックしていくと。あるいは金融庁、証券監視等取引委員会、あるいは東証ですよ、東京証券取引所、自主規制というのかチェックというのか、自らの。検察は最後なんですよ。ところが最初に検察出たんですね。ということは、途中がみんな弱いんじゃないかと思えますけど、どうですか。

国務大臣(与謝野馨君) 証券等取引監視委員会は非常に静かに行動をしている組織でございます。これを行っている、あれをやっているというのはなかなか言えないわけですが、この件に関しましては、相当長期間にわたって違法性はないかという観点からきちんと資料を集め監視を続けてきた、それがまあ結果したわけでございます。これは検察庁が主導権を取ったということよりは、やはり監視委員会が長年積み重ねてきた資料、材料を、その中からやっぱり犯罪として切り取れるものを検察庁と証券監視委員会が共同で見付けたということが私は正しい見方であると思っております。

片山虎之助君 その取引委員会をアメリカのSECのような独立機関にしるという議論ありますよね。しかし、私は、独立機関にしたがる人多いんですけど、アメリカは大統領制なんですよ。大統領に全部権限が集中していますから、行政委員会をつくって権限を分けるんですね。日本は議院内閣制で、十七人の大臣が、総理を除いて、みんな権力分散なんですよ。それぞれの大臣で完結しているんで、権限は。大臣の任命権や何かは別ですよ、それは別ですけれども。

だから、そういう意味で分けりゃいいというものじゃないんで、むしろ今、これから金融は複合化して、サービスも相手のいろんな役割もコングロマリット化するわけでしょう。それでこっちだけ分かれてちまちまいっちゃ駄目なんで、私は金融庁の外局がいいと思いますよ。ただ、権限をもっと強くする必要があれば強くすればいい、ある意味ではアメリカより強いのに。あるいは人が足りなければ、まあ定数カットですけど、純減5%なんだけれども、増やせばいいと思いますけれども、どうですか。

国務大臣(与謝野馨君) 単純に比較をしますと、明らかにアメリカのSECより日本の監視委員会の方が権限が強い部分もあります。

ただ、アメリカのSECは何と云っても大恐慌の後にできた組織でございます。七十年ぐらいの歴史もあり、積み重ねもあって、そういう意味では監視委員会の歴史はまだ浅い。

それと同時に、片山委員御指摘のように、三百名ちょっとでやっております、年間処理しなければならない案件というのは恐らく二万件を超えていると言われております。そういう意味では、権限というよりも人手不足ということが私は現在の認識としては正しいんじゃないかと思えます。

ただし、組織の問題でございますから、こういう一連の事件が終わりましたら、どこか直すところはないのかという謙虚な気持ちで事に臨みたいと、そのように思っております。

片山虎之助君 日本という国は、問題が起こって大騒動にならないと事態が進まない、仕組みが変わらないんですよね。そういう意味では、このライブドア事件契機にその辺はしっかり整えていただきたいと、こういうふうに思っております。

そこで次に、四点セットの一つの耐震強度偽装問題ですけれども、これは分譲マンションについてはいろんな救済の仕組みをつくりましたよね。賃貸マンション、ホテルについてはどうですか。

国務大臣（北側一雄君） 賃貸マンション、ホテルにつきましては、まずこれは事業者の方が建物を所有されています。したがって、その事業者の方は、建築士、施工者等々についてもその事業者の方が施主として選ぶことができる、そういう立場にあるわけでございます。したがって、もちろんこの危険な賃貸マンションやホテルについて私どもは無関心であるわけじゃありませんが、しっかり関心を持っておりますが、基本はやはり事業者間でしっかりやっていただきたいと、対応していただきたいというのが基本でございます。

しかしながら、今この保有水平耐力が〇・五未満の危ない賃貸マンションやホテルというのが全部で十八棟ございます。この十八棟のうち、工事が着工済み、また予定が決まっているものが九件、半分あるわけですが、建て替えがいいのか改修がいいのか、その辺の技術的な判断というのはなかなか難しいものがあります。そうした技術的な支援は地方公共団体、特定行政庁としっかり連携を取って、国としてもしっかり技術的な支援はしていかにやらない。また、どうすれば適法な建築物になるのか、その辺の手続についても明確にしていきたいというふうに考えているところでございます。

片山虎之助君 それで、分譲マンションの方は今いろいろやっていますよね、建て替えて入り直しとか。それで、一番国民から見て、安全を確保したり居住環境を安定させる必要はあるんだけど、何でこれはそもそも施工者、施工者というか頼んだユーザーですよ、ユーザーみたいなところの責任を徹底的に追及しないのかと、何で一種の公金を出してこういう救済のことをやるのか。後、責任は追及するにしても、そのところが何となく国民としては分かりにくいというのか、違和感があるというのか、すっきりしないという感じがあるんですよ。

責任追及を徹底的にやってもらわにやいかぬと思いますけれども、これも責任が難しいわね。姉齒という人から、元請の設計士、建てた人、建てたやつと言ったらいけない、建てた人、注文したやつ、売ったやつ、それを検査がいい加減にやったかやらぬか知りませんが、その辺はどうですか、大臣。

国務大臣（北側一雄君） 今、片山幹事長がおっしゃったように、今回のこの耐震偽装事件について、事実関係を明らかにしながら、やはり徹底した責任追及をしていく、責任の所在を明らかにしていくということが非常に大事なことだというふうに考えております。しっかりやらしていただきたいと考えております。

行政処分につきましては、既に姉齒元建築士はもちろんでございますが、元請の建築士についても、昨日も追加の処分をさせていただきましたが、免許の取消したとか、それから業務の停止だとか、そうした厳しい処分をさせていただいております。今後とも行政処分については厳しくさせていただきます。また、売主のユーザーについては、先般、東京都が、これも免許取消しの処分をさせていただいております。行政処分についてはこういう形でこれからもしっかりさせていただきます。

また、刑事上の責任につきましても、姉齒元建築士は既に告発をしておりますが、刑事責任を追及しなければならない人間に対しては、これも捜査当局としっかりと連携を取りつつ、私は刑事責任についても追及をしなきゃいけないと、今は捜査当局が御努力していただいておりますが。

また、民事上の問題についても、これはやはり瑕疵担保責任といいまして、売主に一義的に買主の住居者に対する瑕疵担保責任があるわけでございまして、それが十分にされないということでこのような支援策を取っているわけでございまして、民事的にも請求すべきところについてはしっかりと請求をさせていただきたい。

責任については決してあいまいにしないように取組をさせていただきたいと考えております。

片山虎之助君 それと、建築確認というのは、特定行政庁が前やったやつを、あれ平成十一年ですか、何か法律を直しまして民間もできるようにしたんですね、民間で指定した機関に。ところが、民でできることは民がいいんですよ、しかし、しっかりした民でないと、いい加減な民じゃかえって困るんでね。そこのところはどういうお考えなのかと。もう一遍全部調べ直したらどうですか、指定機関がかなりあるようですけども。

国務大臣（北側一雄君） 今回の耐震偽装事件、姉齒元建築士の偽装物件に限りますと、九十七件の偽装物件がございます。そのうち、民間の指定機関が見誤ったものだけではなくて、特定行政庁、地方公共団体が見過ごしたものが四十一件あるんです、九十七件中。半分近くが特定行政庁なんですね。ということは、今回の事件というのは、民間に移行したからこういう問題が起こったということがないとは言いませんが、そうじゃなくて、そもそも民間であれ特定行政庁であれ建築確認の在り方自体にやはり大きな反省点があると、改善をしなければならないというところがあるということでございまして、その実態について今徹底して点検をさせていただいているところでございます。

そして、この建築確認行政について、やはり今国民の皆さんからしますと、信頼が大きく落ちてしまっているわけでございます。この建築確認に対する信頼を取り戻せるようにしっかり徹底した見直しをさせていただきたい。

とともに、建築側の方にも私は大きな問題があると思っています。設計士が、国家資格を取った設計士がこういう偽装物件をこのように広範に出す、こういうことはもう信じられない話でございますけども、こういうことが起こってしまいました。私はやっぱり建築士のモラル等々も含めて、この建築士法も含めまして、徹底した見直しが必要である。この機会にこの建築側の問題、建築行政の問題、さらには住宅を取得するという一生に一度しかない大きな買物をされるわけございまして、この住宅取得者の保護の問題、こうした問題について徹底した論議をし見直しをさせていただきたいと考えております。

片山虎之助君 いや、それはもう民もそうです、地方もそうなんです。地方にできることは地方なんですけどね、できなきゃいかぬ地方ができていないね、今の四十一件ということは。

だから、これは制度に欠陥があるのか、あるいはそれ以外なのか、しっかり検証をして是非正していただきたいと、国民に是非そういう意味での安心、安全を与えていただきたいと、こういうふうに思います。

それから次は、もう時間がだんだんなくなってまいりましたので、米産の牛肉の問題でございまして、昨日も若干の質問がありましたが、あの報告書そのものがかなり問題だという意見がありますので、それについて質問書か反論書か知りませんが、政府はお出しになったのかなのか、それ、基本的にあの報告書についての御所見はいかがですか、農林大臣。

国務大臣（中川昭一君） 二月の十七日にアメリカ側から報告書がいただきました。本体それから附属部分含めて五百ページ近い大部のものでございましたので、鋭意識をしながら検討をしたわけでありまして、先週の金曜日に日本語としてきちっとしたものができて公表いたしました。

それに基づきまして、昨日の夕方、アメリカ政府に対しまして疑問点あるいは問い合わせ点、まあ約二十項目というふうに聞いておりますけれども、これはアメリカ政府に今問い合わせをしているところであります。

片山虎之助君 アメリカが売りたいんですよ。アメリカが輸出したいんですよ。その売りたい、輸出したい方がですよ、買ってくれる、輸入してくれる国の要望や基準を守らないというのは、私、話が逆じゃないかと思うんですね。

そういう意味では、今度はもう日本側がチェックして大丈夫だという施設、あるいは何ですか、そういうものしか、こういう方法であると日本が認めた方法、そういうものしか入れないということはできないんですか。

国務大臣（中川昭一君） 今回の事件は、日本側が要求して日米政府間で合意したルールに違反をしたということで、ルール自体の問題ではないわけですが、今後報告書に対する返答を待った上で、どういうふうにしていったら食の安全あるいは国民の皆さんの信頼が回復できるかということで、今、片山委員の御指摘等も踏まえて、できるだけ我々としてもやるべきことをきちっとやっていきたいというふうに考えております。

片山虎之助君 それじゃ、もうだんだん時間がなくなってまいりましたんで、次は防衛施設庁の問題でございしますが、防衛施設庁というのはしょっちゅう問題を起こしますよね。

長官が前、長官でおられたときも、やっぱり似たような問題が起こりましたよね。これはやっぱり構造的な問題があるのかもしれないですね。そういう意味では、もう解体したらどうですか。

今、防衛省設置というのが、省ですよ、庁から省へということがいろいろ議論されて、法案も出ていますよね。私は、この問題をしっかり片付けて国民の皆さんが納得しないと、すぐ省というわけになかなかいきませんよ。いかがでしょうか。

国務大臣（額賀福志郎君） 片山委員のおっしゃるとおりでございまして、八年前に、まあ組織は別なんでしょうけれども、調達本部で国民的な指弾を受ける背任事件がありました。よもや施設庁でこういう事件が起こるとは思っていなかったわけでありまして、基本的にはそれを教訓に生かせなかったということでもあります。

元々、施設庁は、もう既に御承知のとおり、占領軍時代からの特別調達庁という経緯があります。したがって、人事交流も建設部に至ってはほとんどありません。垂直的に、土木部に入ったら土木部、建築に入ったら建築という形で、課長、部長、審議官というふうになっていくわけでありまして、極めて閉鎖的であったわけでありまして、そういう意味からいいますと、私は、委員のおっしゃるとおり、施設庁は解体をして、チェック体制をし、監視制度をして、防衛庁全体として新しい出発をすることが大事であるというふうに思っております。そのために今洗いざらい問題点をさらけ出そうとしておるわけでありまして、その上で、しっかりと形を作った上で、これは長年の懸案であった防衛省、省問題についても、国会及び国民の皆さん方の理解を得る努力をしたいというふうに思っております。

片山虎之助君 今、公務員全体で早期勸奨退職制度を見直すとか、あるいは退職管理制度を新しい退職管理システムにするとかということが議論されていますよね。まあ、だんだん進んでいくと思いますけれども、防衛庁独自でそういうことを特にお考えですか。一般より、全体よりも。

国務大臣（額賀福志郎君） これは、委員おっしゃるように、施設庁の早期勸奨退職制度によりまして、五十六歳で、五十六・五前後で退職をしております。これは防衛庁の事務職と比べると二歳から三歳若くなっておりますので、これは早期に、総理がおっしゃるように、私どももできるだけ早く普通並みにこれを引き上げていきたいというふうに思っておりますし、それから、定年に至るまで防衛庁全体がその職に就けていくような環境づくりをしていきたいというふうに思っております。

それから、もちろん再就職については、防衛庁の幹部の皆さん方はやっぱり職にかかわりのある企業に対しては自主規制をして、五年間は就職はしないという形の環境をつくりたいというふうに思っております。

片山虎之助君 それじゃ最後に、もう時間がなくなりましたが、通信と放送の問題について若干御質問いた

したいと思いますが、今や通信も放送も国民生活に不可欠ですね。そういう意味では、大変国民の皆さんの関心も強い。特に、その放送の中心でございますNHKについては特にいろんな議論が寄せられておりますし、今政府の中でも党の中でもその他でもそういう議論の場ができております。

私は、我が国の特に放送の場合には、公共放送としてのNHKと民放との二元体制というのはこれは維持すべきだと、こういうふうに思っておりますが、総理、いかがでしょうか。

内閣総理大臣(小泉純一郎君) 竹中大臣、後ほど答弁すると思っておりますが、NHKの受信料収入を元にした公共放送、それと広告収入を元にした民放、これについては両方、共存共栄といいますかね、それなりの役割があるのではないかなと思っております。

そういう中で、今NHKの受信料収入が減ってきている。あるいは、NHK、かなり多くの、ラジオにしてもテレビにしてもチャンネル持っている。そういう中で、日本の国のことをもっと海外に発信すべきだということ、海外放送の重要性ありますので、そういう点を含めて、今の体制よりも改善すべき点があるんじゃないかということで、竹中総務大臣にしかるべき改善策の方向を様々な有識者から意見を聞いて、一つのあるべき方向を出したらどうかと指示しているところであります。

国務大臣(竹中平蔵君) NHKの問題は、大変国民の皆さん関心を持っておられると思えます。公共放送、総理おっしゃいましたように、やっぱりこれは大変重要で必要だと思います。日本は公共放送と民放の二元体制であります。私はやはりこの二元体制を前提にして、その中でどのように改革すべきかということ議論すべきだと思います。

公共放送に関しては、世界の例を見ましても、やはりイギリスのBBCと日本のNHKというのは世界を代表する公共放送ですね。で、まあそれにふさわしいやはり役割を果たしていただかなきゃいけない。しかし、残念ながらこう国民から見て残念な事件も起こってきている。そういう中で、ガバナンスを強化して、そして民放との役割分担、さらにはこれは通信との関係がございますから、今まではこう公共の電波で、貴重な貴重な電波で放送するということが主であったわけですが、実はIP網といいますかインターネットのインフラでも同じような映像ができるようになったと、技術的に可能になったということが重要な問題でございますので、そういう時代における新しい仕組みというのを根本的に議論する、総理の御指示を受けて今そのような作業をしております。

片山虎之助君 NHKの会長にも参考人で来てもらいましたのでね。受信料が未納が三割なんですよね。これについては大変な議論がある。民事手続で督促して徴収率を上げるということなんですけれども、効果が上がっているのかどうか。

それから、党内の一部には、例えばよその国のように放送法を直して払うことを義務付ける、法律で。契約を結ぶことを義務付けているんです。今、受信契約を。受信契約を義務付けるだけじゃなくて払うことも法律で義務付ける。あるいは、まあ強制徴収の制度を入れるなり罰則を考える。よその国はあるんです。そういうことについてのNHKのお考えを聞きたいなと。

もう時間がありませんからね。今、国際放送の話が出ましたよ。国際放送を仮に拡充する場合にお金をどうするかなんですよ。受信料でやるのか、公の補助金、政府の補助金でやるのか、有料制にするのか、広告料でやるのか、企業の寄附金なのか、いろんな選択肢がありますがね、それについての率直な御意見があればお聞かせいただきたい。

参考人(橋本元一君) いろいろ御指摘ございました。大変この受信料、NHK受信料の件につきましては、国民視聴者の方々始め皆様方にも大変御心配を掛けておりますが、現在の状況でございます。

支払を再開していただくお客様が増えてまいりまして、これまでの累積といいますか、これの、まあ不祥事を理由とするこの不払の積滞ですね、これがおよそ百二十八万件ございましたが、これがもう徐々に減ってきております。

そういう状況の中で、やはり大変この三割の方がまだ未払ということがございます。この大半が引越しによる……

片山虎之助君 簡潔に。分かったから、分かったから。

参考人(橋本元一君) 一時的な不払、そういうことがございます。全力投球してこの回復に当たりたいと思います。

それから、やはりこの民事の手続を導入しまして、これも含めて全力投球してまいりたいと。

国際放送につきましては、まずは三か年計画の中で英語化率一〇〇%というものを目指してこれからも尽力してまいりたいというふうに思っております。

片山虎之助君 いや、お金をどうするの。

参考人(橋本元一君) お金につきましては、やはり受信料というものを海外発信に対してどこまで賄っていくかということについては国民的なコンセンサスが必要だということで、いろいろ国民的御議論をいただければというふうに思っております。

片山虎之助君 あんまり答弁になってないですけど仕方がないですね、時間制ですから、質問も。

それじゃ、これで終わりますが、まあ総理、あと六か月半、是非、小泉改革の有終の美を飾っていただきたいと思いますし、我々参議院自民党、全力でバックアップいたします。

ありがとうございました。